

婚姻により改姓した人が不便さや不利益を感じることをないよう  
第5次男女共同参画基本計画に沿った適切な対応を求める意見書

氏のあり方は世界各国でそれぞれの伝統文化、歴史、宗教などに基づいて決定されており、我が国においては、明治以降、氏を夫婦共通のものとし、その夫婦の下に生まれてきた子ども両親と同じ氏とする同氏制度が採用されている。この制度を下地に編成された戸籍は、血族・姻族・配偶関係など全国民相互間の身分関係を公証する力が極めて強い我が国固有の制度であり、また、国民生活に直結する様々な法律や各種手当などの社会保障制度を有効に機能させる上でも大きな役割を果たしている。

近年、女性の社会進出が進んだことで婚姻後も仕事を続ける女性が増えていることもあり、夫婦が別々の氏を名乗ることができる選択的夫婦別姓制度の導入を求める民法改正の議論が活発化している。

令和2年に閣議決定された第5次男女共同参画基本計画においては、婚姻により改姓した人が不便さや不利益を感じることをないよう、引き続き旧姓の通称使用の拡大やその周知に取り組むこととされている。しかし、婚姻により女性が男性の氏を選択した場合、生来の名前で築いたキャリアの継続性が損なわれることへの抵抗や、公的書類等における改姓手続きの煩雑さ、婚姻前の氏を引き続き使用できないことが日常生活で支障になっている、など様々な意見がある。

そのような中、夫婦同姓の制度を維持しながら進められている現実的な対応として、身分証明書として使用されるパスポート、マイナンバーカード、免許証、住民票、印鑑登録証明書なども旧姓併記が認められているが、現在の旧姓の通称使用では十分ではないとの指摘もあるため、とりわけ働く女性が不利にならないよう法整備をしっかりと進める必要がある。

よって、国においては、婚姻により改姓した人が不便さや不利益を感じることをないよう、第5次男女共同参画基本計画に沿った適切な対応をとるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月19日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
法務大臣  
外務大臣  
女性活躍担当大臣  
宛て

福島県議会議長 西山尚利